

岩波駅周辺整備事業（賑わい施設整備）
設計・建設工事請負契約書
（賑わい拠点誘導施設）（案）

令和8年7月

裾野市

岩波駅周辺整備事業（賑わい施設整備）
設計・建設工事請負契約書（賑わい拠点誘導施設）（案）

- | | |
|-------------|---|
| 1 事業名 | 岩波駅周辺整備事業（賑わい施設整備） |
| 2 事業の場所 | 静岡県裾野市岩波 257 番 1 ほか |
| 3 契約期間 | 自 この契約の締結日
至 令和●年●月●日 |
| 4 工事を施工しない日 | 原則、土曜日及び日曜日。ただし、別に定める場合はこの限りでない。 |
| 工事を施工しない時間帯 | 原則、平日の午後●時から午前●時まで。ただし、別に定める場合はこの限りでない。 |
| 5 契約金額 | 金●円
(うち消費税及び地方消費税の額 金●円。ただし、この契約の定めるところに従って金額の改定（増額又は減額）がなされた場合には、当該改定（増額又は減額）がなされた金額とする。) |
| 6 契約保証金 | 第 4 条（契約の保証）に規定するとおり |

上記の事業について、裾野市（以下「発注者」という。）と●●、●●及び●●を構成員とする設計施工共同企業体（以下「受注者」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な設計・建設工事請負契約（以下「この契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

なお、この契約は仮契約として締結されるものであり、裾野市議会の議決がなされた場合、これを本契約とする。裾野市議会の議決を得られない場合には、この仮契約は無効となり、発注者は、これに起因又は関連する損害賠償の責めを負わない。また、下記年月日は、仮契約締結年月日であることを確認する。

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和●年●月●日

発注者

住所 静岡県裾野市佐野 1059 番地

名称 裾野市

裾野市長

受注者

(代表者)

所在地
商号
代表者氏名

(その他構成員1)
所在地
商号
代表者氏名

(その他構成員2)
所在地
商号
代表者氏名

(その他構成員3)
所在地
商号
代表者氏名

目 次

第1条（総則）	1
第2条（関連工事の調整）	2
第3条（工程表、請負代金内訳書及び工事工程月報）	2
第4条（契約の保証）	3
第5条（権利義務の譲渡等）	4
第5条の2（著作権の譲渡等）	4
第5条の3（著作者人格権の制限）	4
第5条の4（受注者の利用）	5
第5条の5（著作権の侵害の防止）	5
第6条（施工の一括委任又は一括下請負の禁止）	5
第6条の2（設計の一括委任又は一括下請負等の禁止）	5
第6条の3（暴力団関係業者による下請負の禁止等）	5
第7条（施工の下請負人の通知）	6
第7条の2（下請契約の相手方）	6
第7条の3（設計の下請負人の通知）	6
第8条（特許権等の使用）	7
第9条（監督員）	7
第10条（現場代理人及び主任技術者等）	7
第10条の2（管理技術者）	8
第10条の3（設計主任技術者）	8
第10条の4（照査技術者）	8
第10条の5（技術者等の兼務）	8
第11条（履行報告）	9
第12条（工事関係者に関する措置請求）	9
第13条（工事材料の品質及び検査等）	9
第13条の2（設計成果物の確認及び施工の承諾）	10
第14条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）	11
第15条（支給材料及び貸与品）	11
第16条（工事用地の確保等）	12
第17条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）	13
第18条（条件変更等）	13
第19条（設計図書の変更）	14
第20条（工事の中止）	14
第20条の2（著しく短い工期の禁止）	15
第21条（受注者の請求による工期の延長）	15
第22条（発注者の請求による工期の短縮等）	15

第 23 条	(工期の変更方法)	15
第 24 条	(請負代金額の変更方法等)	16
第 25 条	(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)	16
第 26 条	(臨機の措置)	17
第 27 条	(一般的損害)	17
第 28 条	(第三者に及ぼした損害)	18
第 29 条	(不可抗力による損害)	18
第 30 条	(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)	19
第 31 条	(検査及び引渡し)	19
第 31 条の 2	(工事監理の実施)	20
第 32 条	(請負代金の支払)	20
第 33 条	(部分使用)	21
第 34 条	(前金払及び中間前金払)	21
第 35 条	(保証契約の変更)	22
第 36 条	(前払金の使用等)	22
第 37 条	(部分払)	22
第 38 条	(部分引渡し)	23
第 39 条	(第三者による代理受領)	24
第 40 条	(前払金等の不払に対する工事中止)	24
第 41 条	(契約不適合責任)	24
第 42 条	(契約不適合責任期間等)	25
第 43 条	(公共工事履行保証証券による保証の請求)	25
第 44 条	(発注者の催告による解除権)	26
第 44 条の 2	(発注者の催告によらない解除権)	27
第 44 条の 3	(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	28
第 44 条の 4	(談合等の不正行為に係る解除)	28
第 45 条	(発注者の任意解除権)	28
第 46 条	(受注者の催告による解除権)	29
第 46 条の 2	(受注者の催告によらない解除権)	29
第 46 条の 3	(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	29
第 47 条	(解除に伴う措置)	29
第 47 条の 2	(発注者の損害賠償請求等)	31
第 47 条の 3	(談合等の不正行為に係る違約金)	32
第 47 条の 4	(受注者の損害賠償請求等)	33
第 48 条	(火災保険等)	33
第 49 条	(賠償金等の徴収)	34
第 49 条の 2	(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)	34
第 50 条	(あっせん又は調停)	34

第 51 条 (仲裁)	34
第 52 条 (雜則)	35
第 53 条 (補則)	35

岩波駅周辺整備事業（賑わい施設整備）
設計・建設工事請負契約約款（賑わい拠点誘導施設）

（総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の設計、施工及び工事監理の請負契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、要求水準書等、事業提案書及び設計図書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書、この約款、要求水準書等、事業提案書及び設計図書を内容とする設計、施工及び工事監理の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 この約款における用語の定義は、募集要項に規定する定義に従うほか、この約款に特別の定めがある場合を除き、次の各号のとおりとする。
- （1）「設計図書」とは、要求水準書等及び事業提案書における本施設の設計に係る部分並びに設計成果物をいう。
 - （2）「設計図書（設計成果物を除く。）」とは、要求水準書等及び事業提案書における本施設の設計に係る部分をいう。
 - （3）「設計成果物」とは、設計図書（設計成果物を除く。）に基づき受注者が設計した、工事目的物の施工及び仮設の施工に必要な基本設計図書、実施設計図書その他本施設の設計に係る一切の書類又はその一部をいう。
 - （4）「設計」とは、工事目的物の設計、仮設の設計及び設計に必要な調査又はそれらの一部をいう。
 - （5）「施工」とは、工事目的物の施工及び仮設の施工又はそれらの一部をいう。
 - （6）「工事監理」とは、工事目的物に係る工事監理をいう。
 - （7）「工事」とは、設計及び施工をいう。
 - （8）「工事目的物」とは、この契約の目的物たる構造物をいう。
 - （9）「工期」とは、契約書に明示した設計及び施工に要する始期日から終期日までの期間をいう。
- 3 受注者は、契約書記載の設計、施工及び工事監理を契約書記載の工期内に完成し、設計成果物及び工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 4 設計方法、仮設、施工方法、その他設計成果物及び工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「設計・施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

- 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書（設計成果物を除く。）に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 10 この約款及び設計図書（設計成果物を除く。）における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟については、静岡地方裁判所（本庁）をもって合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。
- 13 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 14 この契約に要する費用は、受注者の負担とする。

（関連工事の調整）

- 第2条 発注者は、受注者の実施する工事及び発注者の発注に係る第三者の実施する他の工事が実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な実施に協力しなければならない。
- 2 発注者は、受注者の実施する工事及び設計図書（設計成果物を除く。）に示した他の機関の発注に係る他の工事が実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な実施に協力しなければならない。

（工程表、請負代金内訳書及び工事工程月報）

- 第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に、設計図書（設計成果物を除く。）に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、工程表につき、直ちにその内容を確認し、不相当と認めたときは、受注者に訂正を求めるものとする。
 - 3 受注者は、工期が1月を超える工事については、工程表に基づいて、工事工程月報を提出しなければならない。
 - 4 受注者は、発注者から請求があった場合においては、この契約締結後10日以内に、設計図書（設計成果物を除く。）に基づいて請負代金内訳書を作成し、発注者に提出しなければならない。
 - 5 請負代金内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関

する法律（平成 28 年法律第 111 号）第 10 条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 2 条第 5 項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。

（契約の保証）

第 4 条 受注者は、この契約（1 件 300 万円未満のもの及び災害応急対策又は災害復旧に関する工事であって、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に該当するものを除く。）の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 6 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- （1） 契約保証金の納付
- （2） 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- （3） この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
- （4） この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証（契約保証特約を付したものに限る。）
- （5） この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- （6） この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 5 項において「保証の額」という。）は、請負代金額の 10 分の 1（低入札価格調査（予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に行われる調査をいう。以下同じ。）を受けて落札者となった受注者と締結する請負契約に係る保証の額にあつては 10 分の 3）以上としなければならない。

3 受注者が第 1 項第 3 号から第 6 号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第 47 条の 2（発注者の損害賠償請求等）第 3 項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第 1 項の規定により、受注者が同項第 2 号から第 4 号までに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 5 号又は第 6 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があつた場合には、保証の額が変更後の請負代金額の 10 分の 1（低入札価格調査を受けて落札者となった受注者と締結した請負契約に係る保証の額にあつては、変更後の請負代金額の 10 分の 3）に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求するこ

とができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

- 6 受注者は、第1項の規定による保険証券の寄託に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券の寄託をしたものとみなす。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、設計成果物（未完成の設計成果物及び設計を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 3 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条（工事材料の品質及び検査等）第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条（部分払）第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

第5条の2 受注者は、設計成果物（第38条（部分引渡し）第1項に規定する指定部分に係る設計成果物を含む。以下この条から第5条の5（著作権の侵害の防止）において同じ。）又は設計成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下、この条から第5条の5（著作権の侵害の防止）において「著作権等」という。）のうち受注者に帰属するもの（著作権法第2章第2款に規定する著作者人格権を除く。）を当該成果物の引渡し時に発注者に譲渡する。

（著作者人格権の制限）

第5条の3 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

- （1）設計成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
- （2）本件建築物の完成、増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

- (3) 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (4) 本件建築物を増築し、改築し、修繕若しくは模様替により改変し、又は取り壊すこと。
- 2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。
- (1) 設計成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
 - (2) 本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。
- 3 発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。

(受注者の利用)

第 5 条の 4 発注者は、受注者に対し、設計成果物を複製し、又は翻案することを許諾する。

(著作権の侵害の防止)

第 5 条の 5 受注者は、その作成する設計成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを、発注者に対して保証する。

- 2 受注者は、その作成する設計成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(施工の一括委任又は一括下請負の禁止)

第 6 条 受注者は、施工の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の施工を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(設計の一括委任又は一括下請負等の禁止)

第 6 条の 2 受注者は、設計の全部を一括して、又は発注者が設計図書（設計成果物を除く。）において指定した設計の主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、前項の設計の主たる部分のほか、発注者が設計図書（設計成果物を除く。）において指定した設計の部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、設計の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書（設計成果物を除く。）において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(暴力団関係業者による下請負の禁止等)

第 6 条の 3 受注者は、第 44 条の 2（発注者の催告によらない解除権）第 11 号アからオまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者」という。）を下請負人としてはならない。

- 2 受注者は、その請け負った建設工事に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該建設

工事に係る下請契約を締結させてはならない。

- 3 受注者が、第1項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させた場合は、発注者は、受注者に対して、当該契約の解除（受注者が当該契約の当事者でない場合において、受注者が当該契約の当事者に対して当該契約の解除を求めることを含む。以下この条において同じ。）を求めることができる。
- 4 前項の規定により発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたことによって生じる受注者の損害及び同項の規定により下請契約が解除されたことによって生じる下請契約の当事者の損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

（施工の下請負人の通知）

第7条 受注者は、第6条（施工の一括委任又は一括下請負の禁止）の規定による請負の禁止に違反する疑いがあると認めるときは、下請契約を締結した受注者に対し、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（下請契約の相手方）

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

- （1）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- （2）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- （3）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、前項に定める特別の事情があると認められなかった場合又は同項に定める期間内に確認書類を提出しなかった場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（設計の下請負人の通知）

第7条の3 受注者は、設計の下請負使用状況について、速やかに、発注者にその商号又は名称その他必要な事項を通知しなければならない。使用状況を変更したときも同様とする。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書（設計成果物を除く。）に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもののほか、設計図書（設計成果物を除く。）に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) この約款及び設計図書（設計成果物を除く。）の記載内容に関する受注者の確認の申出、質問に対する承諾又は回答

(3) 設計図書に基づく施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(4) 設計の進捗の確認、設計図書（設計成果物を除く。）の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の監督

(5) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつては、それぞれの監督員の有する権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書（設計成果物を除く。）に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書（設計成果物を除く。）に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術

者をいう。以下同じ。)又は監理技術者(建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。)

(3) 監理技術者補佐(建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。以下同じ。)

(4) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものをいう。以下同じ。)

- 2 主任技術者又は監理技術者は、工事が建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、専任の者でなければならない。この場合において、当該工事が同法第26条第4項の規定にも該当する場合には、当該専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けた者でなければならない。
- 3 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条(工事関係者に関する措置請求)第1項の請求の受理、同条第4項の決定及び通知、同条第5項の請求、同条第6項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 4 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 5 受注者は、第3項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(管理技術者)

第10条の2 受注者は、設計の進捗の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(設計主任技術者)

第10条の3 受注者は、設計の技術上の管理及び統轄を行う設計主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(照査技術者)

第10条の4 受注者は、設計図書(設計成果物を除く。)に定める場合には、設計成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(技術者等の兼務)

第10条の5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。

以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

- 2 管理技術者及び設計主任技術者は、これを兼ねることができる。
- 3 現場代理人、監理技術者等及び専門技術者は、管理技術者及び設計主任技術者又は照査技術者を兼ねることができる。

(履行報告)

第 11 条 受注者は、工事記録簿に必要な事項を記録し、監督員が請求したときは提示しなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定によるほか、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第 12 条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等、専門技術者、管理技術者、設計主任技術者又は照査技術者と兼任する現場代理人にあつてはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、管理技術者、設計主任技術者又は照査技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が使用している下請負人、労働者等で設計又は設計の管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとることを請求することができる。
- 3 発注者又は監督員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が使用している下請負人、労働者等で施工又は施工の管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 受注者は、前二項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 6 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第 13 条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じ、又は所要の措置をとらなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(設計成果物の確認及び施工の承諾)

- 第13条の2 受注者は、基本設計が完了したときは、速やかに基本設計図書を発注者に提出し、基本設計図書が設計図書（設計成果物を除く。）に適合することの確認を請求しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日から14日以内に、基本設計図書の内容が設計図書（設計成果物を除く。）に適合するかどうかを確認し、その結果を受注者に書面により通知しなければならない。
 - 3 受注者は、実施設計が完了したときは、速やかに実施設計図書（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく建築確認申請のために作成した図書を含む。）を発注者に提出し、実施設計図書が設計図書（設計成果物を除く。）に適合することの確認を請求しなければならない。
 - 4 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日から14日以内に、実施設計図書の内容が設計図書（設計成果物を除く。）及び基本設計図書に適合するかどうかを確認し、その結果を受注者に書面により通知しなければならない。
 - 5 受注者は、前項の規定による確認の結果、適合する旨の通知を受けた後、発注者に対して施工着手の承諾を申し出なければならない。発注者は、当該申出を受けたときは、速やかに受注者に対して施工への着手を承諾するものとする。受注者は、当該承諾を得た後でなければ、施工に着手することができない。
 - 6 発注者は、第2項又は第4項の規定による確認の結果、基本設計図書又は実施設計図書の内容が設計図書（設計成果物を除く。）に適合しないと認めるときは、適合しない事項及び是正のために必要と認める期間（以下「是正期間」という。）を明示して、受注者に対しその旨を書面により通知しなければならない。
 - 7 受注者は、前項の規定による通知を受けたときは、自己の責任及び費用負担において是正期間内に基本設計図書又は実施設計図書を修正し、修正後の基本設計図書又は実施設計図書を発注者に提出して、あらためて前各項に定める手続を行わなければならない。
 - 8 第2項及び第4項の規定による確認並びに第5項の規定による承諾は、基本設計図書又は実施設計図書の内容に係る妥当性を発注者が保証するものではなく、受注者が設計業務の履行及び基本設計図書又は実施設計図書の内容について負う一切の責任を軽減し、又は免除するものではない。
 - 9 第1項から前項までの規定は、受注者が施工の進捗に応じて設計成果物の一部について順

次確認の請求を行う場合（以下「分割確認」という。）について準用する。この場合において、受注者は、分割確認を行う部分の範囲及び施工着手の予定時期をあらかじめ発注者に通知しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第 14 条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前二項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第 15 条 発注者が受注者に支給する設計に必要な物品等及び工事材料（以下「支給材料」という。）並びに貸与する設計に必要な物品等、建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないとき、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品

質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の規定による検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書（設計成果物を除く。）において定められた施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が施工上必要とする日（設計図書（設計成果物を除く。）に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第13条(工事材料の品質及び検査等)第2項又は第14条(監督員の立会い及び工事記録の整備等)第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、施工部分を破壊して検査することができる。

- 3 前項に規定するほか、監督員は、施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 4 前二項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書(設計成果物を除く。)に誤びゅう又は脱漏があること。
- (3) 設計図書(設計成果物を除く。)の表示が明確でないこと。
- (4) 設計上の制約等設計図書(設計成果物を除く。)に示された自然的又は人為的な設計条件が実際に相違すること。
- (5) 工事現場の形状、地質、涌水等の状態、施工上の制約等設計図書(設計成果物を除く。)に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (6) 設計図書(設計成果物を除く。)で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書（設計成果物を除く。）の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書（設計成果物を除く。）を訂正する必要があるもの
発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書（設計成果物を除く。）を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの
発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書（設計成果物を除く。）を発注者と受注者とが協議して変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの
発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書（設計成果物を除く。）の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条（条件変更等）第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、設計図書（設計成果物を除く。）の変更は発注者が行い、設計成果物の変更は受注者が行う。なお、受注者が変更を行った設計成果物については、発注者の承諾を得るものとする。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が施工できないと認められるときは、発注者は、施工の中止内容を直ちに受注者に通知して、施工の全部又は一部の実施を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前二項の規定により工事を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が施工の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、設計の続行に備え設計の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若し

くは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第 20 条の 2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第 21 条 受注者は、天候の不良、第 2 条（関連工事の調整）の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第 22 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第 23 条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 21 条（受注者の請求による工期の延長）の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条（発注者の請求による工期の短縮等）の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 発注者は、第 1 項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第 50 条（あっせん又は調停）に規定するあっせん若しくは調停を請求

したこと又は第 51 条（仲裁）に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（請負代金額の変更方法等）

第 24 条 この契約の他の条項に基づく請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 発注者は、第 1 項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第 50 条（あっせん又は調停）に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第 51 条（仲裁）に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第 25 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション

ション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

- 7 第5項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第50条（あっせん又は調停）に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第51条（仲裁）に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（臨機の措置）

- 第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督員は、災害防止その他施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合においては、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと思われる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

- 第27条 設計成果物及び工事目的物の引渡し前に、設計成果物、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の実施に関して生じた損害（次条（第三者に及ぼした損害）第1項若しくは第2項又は第29条（不可抗力による損害）第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第48条（火災保険等）第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 28 条 工事の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第 48 条(火災保険等)第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の実施につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前二項の場合その他工事の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は、協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第 29 条 設計成果物及び工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書(設計成果物を除く。)で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で、発注者と受注者のいずれの責めに帰すことができないもの(第 6 項において「不可抗力」という。)により、設計成果物、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 48 条(火災保険等)第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物等であつて第 13 条(工事材料の品質及び検査等)第 2 項、第 14 条(監督員の立会い及び工事記録の整備等)第 1 項若しくは第 2 項又は第 37 条(部分払)第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 設計成果物又は工事目的物に関する損害

損害を受けた設計成果物又は工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値があ

る場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における設計成果物又は工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条(特許権等の使用)、第15条(支給材料及び貸与品)、第17条(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)から第22条(発注者の請求による工期の短縮等)まで、第25条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)から第27条(一般的損害)まで、前条(不可抗力による損害)又は第33条(部分使用)の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額を増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事が完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、かつ、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限

度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者が第2項の規定により検査に合格した旨の通知をしたときは、設計成果物及び工事事務物の引渡しが行われたものとする。
- 5 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補しなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(工事監理の実施)

第31条の2 受注者は、この契約に従い、工事監理企業をして工事監理を実施させる。

- 2 工事監理企業は、工事監理に着手する前に、この契約に従い、工事監理の実施体制、工事監理のスケジュール等の内容を含む発注者が合理的に満足する様式及び内容の工事監理業務計画書を作成して、現場代理人を通じて発注者に提出し、発注者の書面による承諾を得なければならない。
- 3 工事監理企業は、工事監理業務計画書の内容を変更しようとする場合は、速やかにその変案につき現場代理人を通じて発注者に提出し、その内容について発注者の書面による承諾を得なければならない。
- 4 工事監理企業は、工事の実施中、この契約の定めるところに従い、工事監理業務の状況を定期的（毎月1回以上）に発注者に対して報告し、発注者の要請があった時は随時報告を行う。また、発注者が工事に係る現場の確認及び協議を求めた場合は、これらに応じなければならない。

(請負代金の支払)

第32条 受注者は、発注者から第13条の2（設計成果物の確認及び施工の承諾）第5項の承諾を得たときは、請負代金のうち設計部分に係る代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に当該設計部分に係る代金を支払わなければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、受注者は、令和8年度及び令和9年度において設計を完了した部分に相応する請負代金相当額について、受注者に支払を請求することができる。この場合における支払時期及び支払手続については、要求水準書等に従い発注者が合理的に定める。
- 4 受注者は、第31条（検査及び引渡し）第2項の検査に合格したときは、請負代金のうち建設部分に係る代金の支払を請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に当該建設部分に係る代金を支払わなければならない。
- 6 発注者がその責めに帰すべき事由により第31条（検査及び引渡し）第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、第31条（検査及び引渡し）第2

項の期限を経過した日から起算して 40 日を経過する日において満了したものとする。

(部分使用)

第 33 条 発注者は、第 31 条（検査及び引渡し）第 4 項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第 1 項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第 34 条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額（建設部分に係る代金に限る。以下この条、第 35 条（保証契約の変更）及び第 36 条（前払金の使用等）において同じ。）の 10 分の 4 以内の額（10 万円未満の端数は切り捨てる。）の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、請負代金額が 300 万円未満の場合及び前払金を支払う旨特約しない場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、前項の規定による前払金の支払を受けた場合においては、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 2 以内の額の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、部分払を請求した後においては、中間前払金の支払を請求することはできない。
- 3 受注者は、前二項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 発注者は、第 1 項又は第 2 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金又は中間前払金を支払わなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額に基づく前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。以下この条及び次条において同じ。）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条及び次条において同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が、減額後の請負代金額に基づく前払金額に当該減額後の請負代金額の 10 分の 1（中間前払金の支払を受けているときは 10 分の 2）に相当する額を加えた額を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内に、その超過額を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当

であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第35条 受注者は、前条（前金払及び中間前金払）第5項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前二項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金（中間前払金を除く。）をこの工場の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工場において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、前払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工場の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工場の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

- 2 受注者は、中間前払金をこの工場の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工場において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第37条 受注者は、工場の完成前に、出来形部分及び製造工場等にある特殊な工場製品に相当する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、契約書記載の回数を超えることができないものとし、中間前払金の支払を受けた場合においては、部分払の請求はできないものとする。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該出来形部分又は製造工場

等にある特殊な工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第 3 項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算出する。この場合において、第 1 項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第 1 項の請負代金相当額} \times \left(\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right)$$

- 7 第 5 項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。

(部分引渡し)

第 38 条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第 31 条（検査及び引渡し）中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「設計成果物及び工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、第 32 条（請負代金の支払）中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。工事目的物について指定部分がない場合において、工事目的物の一部が完成し、その引渡しについての合意が成立したときについても同様とする。

- 2 前項の規定により準用される第 32 条（請負代金の支払）第 1 項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第 32 条（請負代金の支払）第 1 項の請求を受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \times \left(1 - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right)$$

(第三者による代理受領)

第 39 条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 32 条（請負代金の支払）（前条（部分引渡し））において準用する場合を含む。）又は第 37 条（部分払）の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第 40 条 受注者は、発注者が第 34 条（前金払及び中間前金払）並びに第 37 条（部分払）又は第 38 条（部分引渡し）において準用される第 32 条（請負代金の支払）の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第 41 条 発注者は、引き渡された設計成果物又は工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、設計成果物又は工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 設計成果物又は工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、

受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

- (4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第 42 条 発注者は、引き渡された設計成果物又は工事目的物に関し、第 31 条（検査及び引渡し）第 4 項（第 38 条（部分引渡し）第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前二項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第 1 項又は第 2 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 7 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第 1 項又は第 2 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、設計成果物又は工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 引き渡された設計成果物又は工事目的物の契約不適合が設計図書（設計成果物を除く。）の記載内容、支給材料の性質、貸与品の性状又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその設計図書（設計成果物を除く。）の記載内容、材料、貸与品又は指図が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第 43 条 第 4 条（契約の保証）第 1 項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第 44 条（発注者の催告による解除権）第 1 項各号又は第 44 条の 2（発注者の催告によらない解除権）第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から、発注者に対して、この契約に基づく次に掲げる受注者の権利及び義務を継承する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

（1）請負代金債権（前払金及び中間前払金又は部分払金として受注者に既に支払われたものを除く。）

（2）工事完成債務

（3）契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

（4）解除権

（5）その他この契約に係る一切の権利及び義務（第 28 条（第三者に及ぼした損害）の規定により受注者が実施した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第 1 項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生ずる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として消滅する。

（発注者の催告による解除権）

第 44 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（1）正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

（2）工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにならないと認められるとき。

（3）第 10 条（現場代理人及び主任技術者等）第 1 項第 2 号に掲げる者を設置しなかったとき。

（4）正当な理由なく、第 41 条（契約不適合責任）第 1 項の履行の追完がなされないとき。

（5）前各号に掲げる場合のほか、請負契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 44 条の 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 5 条（権利義務の譲渡等）第 1 項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の設計成果物又は工事目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の設計成果物又は工事目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) この契約の設計成果物又は工事目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条（発注者の催告による解除権）の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第 46 条（受注者の催告による解除権）及び第 46 条の 2（受注者の催告によらない解除権）の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) この契約以外の事業契約の全部若しくは一部が解除され、又は民間機能実施業務に係る都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条に基づく管理許可が取り消されたとき。
- (11) 受注者（受注者が共同企業体を結成している場合にあつては、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にあつては当該個人その他経営に実質的に関与している者をいい、受注者が法人である場合にあつては当該法人の役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等である

と認められるとき。

- イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用していると認められるとき。
- オ アからエまでに該当するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約（設計の委託契約を含む。）又は工事材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方が暴力団関係業者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
- キ 暴力団関係業者を下請契約（設計の委託契約を含む。）又は工事材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- ク 発注者が第6条の3（暴力団関係業者による下請負の禁止等）第3項の解除を求め、請負人が正当な理由がなくこれに従わなかったとき（キに該当する場合を除く。）。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第44条の3 第44条（発注者の催告による解除権）各号又は前条（発注者の催告によらない解除権）各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

（談合等の不正行為に係る解除）

第44条の4 発注者は、受注者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

（1） 第47条の3（談合等の不正行為に係る違約金）第1項に該当するとき。

（2） 受注者が不正な手段で入札に参加したことが判明したとき。

（発注者の任意解除権）

第45条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第44条（発注者の催告による解除権）、第44条の2（発注者の催告によらない解除権）又は第44条の4（談合等の不正行為に係る解除）の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第 46 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 46 条の 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 19 条（設計図書の変更）の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 20 条（工事の中止）の規定による施工の中止期間が工期の 10 分の 5（工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が施工の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の施工が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 46 条の 3 第 46 条（受注者の催告による解除権）又は前条（受注者の催告によらない解除権）各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第 47 条 施工着手前に、この契約が解除された場合には、第 1 条（総則）第 3 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第 38 条（部分引渡し）に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りではない。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が設計の完成前に解除された場合において、設計の既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する設計費（以下「既履行部分設計費」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分設計費は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、工事の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった特殊な工場製品の引渡しを受け

- るものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分及び特殊な工場製品に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事の出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 5 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 6 第4項の場合において、第34条（前金払及び中間前金払）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金及び中間前払金の額（第37条（部分払）の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分及び特殊な工場製品に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額又は中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条（発注者の催告による解除権）、第44の2（発注者の催告によらない解除権）又は第47条の2（発注者の損害賠償請求等）第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第45条（発注者の任意解除権）、第46条（受注者の催告による解除権）又は第46条の2（受注者の催告によらない解除権）の規定によるときにあっては、その余剰額をそれぞれ発注者に返還しなければならない。
 - 7 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第4項の工事の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は工事の出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
 - 8 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
 - 9 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する設計の出来形部分（第38条（部分引渡し）第1項に規定する部分引渡しに係る部分及び本条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 10 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 11 第7項前段及び第8項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、

この契約の解除が第 44 条（発注者の催告による解除権）、第 44 条の 2（発注者の催告によらない解除権）又は第 47 条の 2（発注者の損害賠償請求等）第 3 項の規定によるときは発注者が定め、第 45 条（発注者の任意解除権）、第 46 条（受注者の催告による解除権）又は第 46 条の 2（受注者の催告によらない解除権）の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 7 項後段、第 8 項後段及び第 9 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

- 12 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。
- 13 この契約が解除された場合において、設計に関して第 34 条（前金払及び中間前金払）の規定による前払金又は中間前払金の支払いをしたときは、受注者は、当該前払金の額（第 37 条（部分払）の規定による部分払をしたときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）及び当該中間前払金の額（第 37 条（部分払）の規定による部分払をしたときは、その部分払において償却した中間前払金の額を控除した額）を、発注者の指定する日までに発注者に返還しなければならない。この場合においては、第 35 条（保証契約の変更）第 4 項の規定を準用する。
- 14 前項の規定にかかわらず、第 2 項の規定により設計に関して既履行部分の引渡しが行われる場合、前払金の額（第 37 条（部分払）の規定による部分払をしたときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）及び中間前払金の額（第 37 条（部分払）の規定による部分払をしたときは、その部分払において償却した中間前払金の額を控除した額）を、第 3 項の規定による既履行部分設計費の支払額から控除する。なお、受注者は、受領済みの前払金の額及び中間前払金の額に余剰があるときは、発注者の指定する日までに発注者に返還しなければならない。この場合においては、第 35 条（保証契約の変更）第 4 項の規定を準用する。

（発注者の損害賠償請求等）

第 47 条の 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期限内に工事を完成することができないとき。
- (2) 設計成果物又は工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第 44 条（発注者の催告による解除権）又は第 44 条の 2（発注者の催告によらない解除権）の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の 10 分の 1（低入札価格調査を受けて落札者となった受注者にあつては、請負代金額の 10 分の 3）に相当する額を違約金として市長の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第 44 条（発注者の催告による解除権）又は第 44 条の 2（発注者の催告によらない解

除権)の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

- (2) 工事目的物の完成前に、受注者とその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人。
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
 - 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
 - 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額を請求することができる。
 - 6 第2項の場合(第44条の2(発注者の催告によらない解除権)第8号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条(契約の保証)の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当することができる。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第47条の3 この契約に関し、受注者(共同企業体にあつては、その構成員)が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをい

い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項において同じ。)において、この契約に関し、受注者等が独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に関する事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に公募手続(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。次項において同じ。)の独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第47条の4 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第46条(受注者の催告による解除権)又は第46条の2(受注者の催告によらない解除権)の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第32条(請負代金の支払)第2項(第38条(部分引渡し)において準用する場合を含む。)に規定する期日までに請負代金が支払われなかった場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(火災保険等)

第48条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書(設計成果物を除く。)に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるもの

を直ちに発注者に提示しなければならない。

- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第49条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年3.0パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3.0パーセントの割合で計算した額の延滞金を追徴する。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

第49条の2 受注者は、暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うものとする。

- 2 前項の規定による警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者にその旨を文書で報告しなければならない。
- 3 受注者は、暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うものとする。

(あっせん又は調停)

第50条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者において不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による静岡県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条（工事関係者に関する措置請求）第4項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第6項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第4項若しくは第6項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第 51 条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条（あっせん又は調停）の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条（あっせん又は調停）の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（雑則）

第 52 条 この約款に基づく受注者の発注者に対する届出、通知等の書式は、発注者の定めるところによる。

2 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示等は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（補則）

第 53 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

（以下余白）